

たいほく法人

Vol.61

令和3年9月
(一社)大北法人会

(題字：遠藤好一さん)

北の安曇野探訪



【写真提供 池田町観光協会】

長福寺の大銀杏 池田町

町の中腹にそびえたつ曹洞宗金勝山長福寺の大銀杏は、樹齢90年を超えオリンピック道路からでも目立って見えるほどの大きさです。

10月下旬から色付きはじめ黄金色に輝く姿は一際目を引き池田町の紅葉スポットのひとつとして知られています。

境内には可愛らしいお地蔵様が立ち並び、一体だけ横を向いている(カメラ目線?)のも愛きょうがあって面白いです。

長福寺様は居場所としてのお寺づくりをテーマに活動されていて、『心が落ち着く居場所』、『交流が生まれる居場所』として役割を担うお寺を目指されているとの事です。素晴らしい景色とご住職のお話を伺いにコロナ終息後には訪れてみたい場所です。

主 な 内 容	会長・税務署長あいさつ……………	2
	県税における猶予制度……………	3
	第9回通常総会開催……………	4
	インボイス制度……………	6
	社会保険労務士より……………	8
	会員企業訪問……………	10
	法人会からのお知らせ……………	11
	法人会自主点検 チェックシート……………	12



ごあいさつ

一般社団法人
大北法人会
会長 薄井 朋介



ごあいさつ

大町税務署
署長 伊藤 信一

予想もしなかった新型コロナウイルス感染症の長期にわたる蔓延は、地方経済に過去に類を見ないほどの大打撃を与えておりますが、法人会会員の皆様には、それぞれの立場で大変ご苦労され、大きな心労に耐えていることとお察しいたします。

お盆休み後、長野県にも急速に感染が拡大し、大北地域にもいよいよ「レベル5」が発令されることとなりました。人流を抑えなければ防ぎようがありませんが、5回にわたる緊急事態宣言は強制力がなく、さらに全国の21都道府県にまで広がってしまいました。個人、一企業の努力だけでは防ぎようがないことがはっきり表れたと思います。

政府はテレワークを奨励しておりますが、日本人は対面での仕事が当たり前であり、それが最良のビジネスモデルとされてきました。そこに突然出勤七割減の世界になろうとしています。

ある資料によると今回のコロナは第3の開国といわれておりますが、テレワークを始めた人は中国75%、アメリカ61%、ヨーロッパ68%、日本31%と大きく出遅れております。我々中小企業の現場ではとても困難な課題ですが、グローバル化が進みパンデミックの真ただ中の世界では避けて通れない課題だと思えます。私たち中小零細企業でも補助金申請だけではなく、前向きに次に何をやるのか真剣に考え、取り組まねばなりません。

さて、法人会活動も1年7か月にわたりほぼ停止状態を余儀なくされておりますが、支部活動、青年部、女性部、地域貢献事業については一部ではありますが実行されていて嬉しく思います。しかしながら、法人会としての役割を果たすべき事業のひとつである研修会や説明会等については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により開催が困難な状況にあります。会員の皆様には大変ご不便をお掛けしておりますが、当会ではホームページより研修用動画の配信や、各種資料の配布により税情報の提供に努めてまいりますので何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、一日も早いコロナの終息を願いながら会員各位のご健勝をお祈りし、ごあいさつと致します。

一般社団法人大北法人会の皆様方には、日頃から税務行政全般にわたり深いご理解と多大なるご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度の人事異動で、大町税務署長を拝命いたしました伊藤でございます。

出身は長野県小諸市で、長野県の勤務は3年ぶりとなりますが、日本有数の山岳都市であり、歴史と伝統のある大北地域で勤務できますことを、大変光栄に思っております。

貴会におかれましては、税務行政のよき理解者として、多年にわたり税に関する「研修会」をはじめ、「租税教室」や「絵はがきコンクール」などの開催を通じて、税に対する正しい知識の普及や納税意識の高揚にご尽力いただいております。改めて感謝申し上げます。

私ども国税当局といたしましても、国民の皆様からの理解と信頼の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすべく、税務行政の周知、広報及び納税者サービスの充実に努めているところでございます。

なかでも、新型コロナウイルス感染症への対応においては、その感染拡大防止措置の影響により厳しい状況に置かれている方々に向け、確定申告期限の延長や納税の猶予制度など、今後も税制上の措置について積極的に広報を行い、納税者の皆様からの相談には親切丁寧に対応してまいりたいと考えております。

また、令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が導入されますが、導入に向けて本年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

こちらにつきましても、インボイス制度の円滑な導入及び定着に向けた周知・広報・相談に、適切に取り組んでまいります。

ハロルド・モス氏の「正直者には尊敬の的、悪徳者には畏怖の的」というスローガンのとおり、悪徳者には毅然と対応する一方で、正直な納税者にはそっと寄り添える、そんな税務行政を実現してまいりたいと思っております。

今後とも、税務行政の円滑な推進のため、皆様の一層のご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人大北法人会の益々のご発展、会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を心より祈念申し上げます。あいなさつとさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 県税における猶予制度

新型コロナウイルスの影響で、納税が困難な方について以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予制度がありますので、最寄りの県税事務所(裏面参照)にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響で事業に著しい損失又は給与収入の減少で納期限までに納税が困難(収入等が任意の1か月間において前年又は前々年同月比概ね50%以上減少の場合に限る)など

①徴収の猶予 (地方税法第15条)

①徴収の猶予

- ▶ 次の要件に該当する場合、納税を最長1年間猶予します。(更に延長できる場合あり)
- ▶ さらに、猶予期間中の延滞金は全額免除となります。
- ▶ 猶予期間中において、税金を分割納付することもできます。

●事業に著しい損失を受けた場合

○納税者の方が営む事業について、収入の減少等により、著しい損失を受けた場合

○納税者の方の給与が、勤務先の業績低下、勤務日数の減少、解雇などにより減少した場合

※いずれの場合も、令和3年2月以降の任意の1か月間における収入が前年(又は前々年)同月比で概ね50%以上減少した場合に限ります。

●災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

●ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が新型コロナウイルスに感染した場合

②換価の猶予

- ▶ 県税を一時に納付することができない場合、納税を最長1年間猶予します。(更に延長できる場合あり)
- ▶ 猶予期間中においては、税金を分割納付等することができません。
- ▶ 猶予期間中の延滞金が軽減されます。(R3年：通常8.8%を1%に軽減)さらに、令和3年2月以降の任意の1か月間における収入が前年(又は前々年)同月比で概ね50%以上減少した場合は延滞金を全額免除します。

納税の猶予の手続き

詳しい内容や手続等は、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。
大町市・北安曇郡【中信県税事務所大町事務所】大町合同庁舎内 TEL 0261-23-6505

※ eLTAX から徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。
詳しくは地方税共同機構のホームページ(<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>)をご覧ください。

令和3年度

第9回 通常総会開催

令和3年度「第9回通常総会」を5月27日大町商工会館大会議室に於いて開催しました。昨年度に続き新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、講演会や交流懇親会は開催せず、出来る限りの感染防止策を講じた上で開催しました。提出された議案についてはすべて原案通り承認されました。

総会終了後には、今回の役員改選により理事及び女性部長を退任された伊藤松子さん(㈱伊藤金物商会)に大町税務署長より感謝状が贈られました。

また、公益財団法人全国法人会総連合の功労者表彰の受賞者に薄井会長より表彰状の授与が行われました。本年度は、副会長の宮尾英明氏(㈱宮尾建設)、伊藤松子氏、横澤事務局長の3名が受賞しました。

<提出議案>

◆報告事項

1. 令和2年度事業報告について
2. 公益目的支出計画実施報告について
3. 令和3年度事業計画書並びに収支予算書について
4. 令和4年度税制改正要望事項について

◆審議事項

- 第1号議案 令和2年度財務諸表承認の件
第2号議案 役員改選承認の件



池田税務署長

伊藤松子さん

令和4年度税制改正要望事項 一般社団法人大北法人会

■総論

令和3年度の税制改正大綱によると、「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設ける。」とある。しかしながら、法人課税の特例を受けるためには事業適応計画の認可が必要であり、尚且つ、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制と合計して当期の法人税額の20%が上限であるため、新型コロナウイルスの世界的流行によってもたらされた経済的影響の大きさから見ると、税制の対応は十分であるとは言えない。

一方で、令和2年度に実行されたであろう新型コロナウイルス対策費用はおよそ190兆円と推測されるが、これは日本の国家予算の一般会計の概ね2年分である。しかしながら、我が国の一般会計税収は年間60兆円ほどに止まり、コロナ禍の不活性的な経済状況においては、減収が見込まれる事は必至である。よって、より経済活動を刺激し、全ての企業へ実効性のある税制の実現を強く要望する。

■各論

1.消費税

<消費税の軽減税率制度の廃止とわかりやすい税制を要望する>

令和元年10月に消費税率10%への引き上げ、同時に消費税の軽減税率制度が実行され1年半程が経過しました。令和3年3月31日を期限に「消費税転嫁対策特別措置法」が失効し、その影響により、

小売事業者は「総額表示の義務付け」がなされました。しかしながら、小売・飲食業界の現場においては、未だに「消費税の軽減税率制度」の影響により、2系統の税率が存在する状況下にあります。結果として、総額表示の義務付けがなされた後も軽減税率商品の管理を継続しなくてはならず、小売・飲食業界の現場が抱える問題は一向に解消していません。徴税コストを抑制することや軽減税率の適用対象品目の峻別が困難である問題を解決するためにも、「消費税の軽減税率制度」を直ちに是正して、よりわかりやすい消費税制を目指すべきだと強く要望する。

＜適格請求書等保存方式(インボイス制度)は廃止を含め、慎重に検討すべき＞

商品の売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝達する仕組みとして実行されようとする「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」ですが、令和5年10月1日に施行されようとしています。現状の「消費税軽減税率制度」の影響により複雑な税区分の仕分けを要求されている企業会計ですが、当該の「適格請求書等保存方式」が施行されるとなれば、買い手側の企業が仕入税額控除の適用を受けるために取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要になります。この制度は長年企業間の取引において、相互に事務を低減させて、より効率的な運営を目指してきた民間企業の歴史を否定する制度にほかにありません。よって、適格請求書等保存方式(インボイス制度)は廃止や国税庁法人番号への統合等を含め、慎重に検討すべきだと強く要望する。

2.印紙税

＜17号文書へ対する印紙税の廃止を要望する＞

印紙税が創設されたのは明治6年である。段階的な消費税増税等、経済実態の変化に伴い、17号文章である金銭等の受取書については、中小企業の取引実務にも配慮して5万円未満の免税点へ変更がなされているが、電子取引などに対して印紙税は課税されないなど、取引手段によって課税の公平性が保たれていない現実が垣間見えている。本来「公平」「中立」「簡素」というのが税制の基本原則である。政府が推進する「デジタル化」の方針においてはこれらの基本原則をもとに新しい税制を検討すべきであるが、17号文書へ対する課税は旧態依然で現在の情勢に即していないどころか、課税公平性を失っている。17号文章の即時課税廃止等、制度の根底から、そのあり方を早急に検討することを要望する。

3.第三者継承

＜第三者継承を推進する税制の設立を要望する＞

令和7年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされている。このような状況において、平成30年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成31年に個人事業者向けの事業承継税制が創設された。他方、後継者不在の中小企業が、株式譲渡や事業譲渡等のM&Aを行うことで親族以外の第三者に事業を承継し、経営資源の統合や知見をもった次世代の経営者等に事業を引き継ぐことによって受けられる恩恵は計り知れません。よって、価値ある事業を次世代へ繋ぐ「第三者継承」を後押しする税制の創設を強く要望する。

要望事項については、県内10か所の単位会の要望事項を長野県法人会連合会において取りまとめ全国法人会総連合に提出、理事会等を経て「令和4年度税制改正要望事項」が決定され、10月開催予定の全国大会に於いて報告されます。

事業者の方へ



消費税の
インボイス
制度

令和3年10月1日

登録申請

受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！！



- 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】 0120-205-553 (無料)
【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



国税庁 法人番号 7000012050002

2021.7

「インボイス制度」
ってナニ？

■ 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

■ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存^(※)等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」
ってナニ？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

請求書		△△△株式会社 登録番号 1234567	
11月分 121,200円		令和3年11月30日	
品目	品名	金額	
11/1	米 *	1,200円	
11/1	豚肉 *	10,000円	
11/2	タオルセット	2,000円	
合計		120,000円	消費税 11,200円
お支払	61,000円	消費税	2,700円
お支払	55,000円	消費税	6,300円

- 1 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 2 取引年月日
- 3 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 4 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- 5 税率ごとに区分した消費税額等
- 6 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録申請書の
郵送による
提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
- ・適格請求書発行事業者登録簿の記載事項変更届出書
- ・適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

名称	所在地	管轄地域
関東信越国税局 インボイス登録センター	〒344-8680 春日部市大沼2丁目12番地1	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 新潟県 長野県

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも
誰でも参加可能な

オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。
また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

開催日時	定員	費用
説明会サイトに掲載（随時掲載） ※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。 ● https://www.rta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritu/invoice_setsumeikai.htm	各回 100名 （先着順）	無料 （通信費用は実費となります。）

説明会サイトへ



トピックス

副業解禁時代到来！ 知っておきたい副業・兼業の話



社会保険労務士 **みずの まさや**
水野 誠也

昨年から本格化している中小企業の働き方改革。それぞれの職場で試行錯誤しながら、着実に対応いただいているかと思います。

年次有給休暇の取得義務化や時間外労働の上限規制などのメジャーな法改正に隠れ、副業・兼業の普及促進が勧められているのをご存じですか？

一連の働き方改革の出発点である「働き方改革実行計画」には、従来型の「単線型キャリアパス」を変え、多様な働き方を志向し、国全体の生産性の向上を目指す観点から、副業・兼業を普及促進する旨が謳われています。

「働き方改革実行計画」を受け、平成30年に実務上のルールを明確化した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が公表されていたところですが、昨年9月にガイドラインが改正され、副業・兼業を行った場合の労働時間の管理について、どのように労働時間を計算し、割増賃金を支払うのかについて明確に示されることとなりました。

今回はこのガイドラインから、ポイントとなる事項についてご紹介します。

1 副業・兼業の基本的な考え方

所定時間外の行動を本来制限できないことや、過去の裁判例などを踏まえ、新しいガイドラインでは「原則として副業・兼業を認めるのが適当」という方向が明記されました。従来の日本の労働慣行では「原則NG、ただし会社が認めた場合はOK」という考え方が主流であったことを考えると、大きな方向転換となっています。

2 副業を制限して良い場合

新しいガイドラインによると、企業が副業を制限することが許される場合として、以下が挙げられています。

- ① 労務提供上の支障がある場合
- ② 企業秘密が漏洩する場合
- ③ 会社の名誉や信用を損なう行為や、信頼関係を破壊する行為がある場合
- ④ 競業により、企業の利益を害する場合

原則として副業・兼業を容認する社会の変化に合わせて、副業・兼業に制限を課するためには合理的な理由が求められることになります。

3 労働時間管理

副業・兼業を行う場合、労基法上の労働時間は労働者の自己申告を基礎として副業・兼業を通算することが原則です。

具体的には、所定労働時間・所定外労働時間についての労働者からの申告等により、

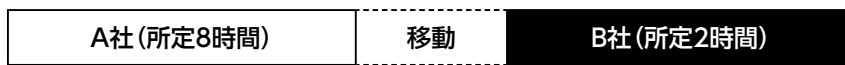
- まず労働契約の締結の先後の順に所定労働時間を通算し、
- 次に所定外労働の発生順に所定外労働時間を通算することによって、

それぞれの事業場での所定労働時間・所定外労働時間を通算した労働時間を把握し、時間外労働の割増賃金を支払う必要があるとされています。

(例1)

所定労働時間の通算では、先契約の事業所(A社)で1日8時間が所定労働時間である場合、兼業・副業先である後契約の事業所(B社)の勤務は労働時間のすべてがB社の36協定で定めるところによる時間外労働となります。

← 法定労働時間(8時間) →



↑ 全てが時間外労働

この例ではA社→B社の順に勤務していますが、所定労働時間は労働契約の締結順に通算しますので、B社→A社の順であっても、先に勤務したB社の勤務が時間外労働になります。

(例2)

時間外労働の通算では、時間外労働が発生した順に通算します。この例では後契約のB社で所定労働2時間の勤務が終了後、先契約のA社で6時間の所定労働時間に加え2時間の勤務時間の延長を行った例です。A社での勤務は勤務時間延長分を含めて8時間ですが、A社・B社の所定労働時間の合計で8時間となるため、A社で勤務時間を延長した2時間がA社の36協定で定めるところによる時間外労働になります。

← 法定労働時間(8時間) →



A社で法定時間内でもあって時間外労働 ↑

4 会社がすべき準備

会社としては、あらかじめ副業・兼業を認める/認めないという判断基準を明確にすべきでしょう。まずは副業・兼業を希望する従業員から、

- 副業先の事業内容
- 従業員が従事を予定する業務内容
- 副業の勤務時間の見込み

などを聴取した上で、長時間労働が懸念される場合には許可しない等の対策が必要と考えます。

従業員の労働時間外の活動は自由であるべきです。しかし、長時間労働や安全配慮上の理由、自社の正当な利益の保護等により制限が必要な場合もあります。その際、会社として制限を課すに足りる合理的な根拠を検討し、就業規則や社内規定で明確に定めておくことが今後は必要になるでしょう。

皆さんの会社ではどうでしょうか？これを機に就業規則を見直していただくことをお勧めします。

会員企業訪問



株式会社 北野 (小谷村)

今回は、小谷村で建設業を営んでいる株式会社北野様の紹介です。三代目となる代表取締役社長の太田喜彦さんにお話を伺いました。



当社は、昭和13年(1936年)7月に小谷村の北野地区にて、創業者太田彦一が「北野組」として建設業を創業しました。北野地区は日本三大崩れのひとつ「稗田山」の下流域に位置する地区で、稗田山の崩落により度々発生する土石流による被害の災害復旧を始めとして、旧建設省や旧大町営林署の直轄事業、長野県、小谷村等の発注する様々な建設工事を手掛けて、地域の安全・安心と発展に貢献してきました。



昭和48年9月に建設業許可を取得。昭和53年8月に株式会社北野組へ法人設立し、昭和55年9月に二代目となる太田喜八郎が代表取締役に就任しました。日本の高度成長期と共に当社も成長する中で、平成3年5月に株式会社北野に商号を変更しました。

日本経済がバブル崩壊した時期を近くして、建設氷河期とも言われる時期を経験してる中、平成27年10月に三代目として代表取締役に就任しました。

近年、気候変動等による自然災害が多発し、防災・減災の為にインフラ整備が見直されてきていますが、未だ建設業のイメージはあまり良くない中で、少子高齢化や働き方改革、情報化社会、建設DX等、新たな課題への対応が求められています。当社も将来へと持続可能な企業となるために、働き方改革への取り組み、ICT技術や新技術を積極的に導入するなど、安心して安全に働ける環境の中で、効率化・省力化による生産性の向上に取り組み、地域社会から信頼され、魅力ある企業となれるように成長していきたいと思っています。

創業から80年が経過し、社名に地区名を取り入れた創業時のことを今想像すると、現在言われている「自助・共助」の精神を持っていたのではないかと思います。気候変動等による自然災害が多発している近年において「自助・共助」の精神を今後の社業を通じて、社員や地域のみなさんと共有出来ればと思います。と今後の抱負を語っていただきました。

株式会社 北野

〒399-9421 北安曇郡小谷村中小谷丙2071-3
TEL0261-82-2603 FAX0261-82-2046
土木工事業

法人会からのお知らせ

●令和3年度法人会費納入のお礼

令和3年度の法人会費につきまして、6月30日または8月31日に特約を頂いている口座より振替させて頂きました会員の皆様、お振込み頂きました皆様にお礼を申し上げます。
なお、領収証が必要な場合は事務局までご連絡をお願い致します。

●法人税決算期別説明会（9月10月11月期決算法人対象）中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年10月に開催していましたが決算期別説明会を中止とさせていただきます。

なお、説明会資料についてのお問い合わせは法人会事務局までお願い致します。

●年末調整説明会について

従来から税務署主催で開催（令和2年度は中止）してきた「年末調整説明会」につきましては、新型コロナウイルス感染症による社会全体の意識の変化や行政手続きのデジタル化への対応を主眼において、令和3年度以降は開催しないこととなりました。

そこで、法人会では年末調整に関するオリジナルテキストを作成することと致しました。

本書は、年末調整の実務のポイントをわかりやすく解説しており、さらに、テキストの内容理解をより深めるため、年度改正のポイントを解説した動画をQRコード形式で収録する予定となっておりますので、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

冊子「令和3年分 わかりやすい年末調整実務のポイント」（仮題）は11月初旬までに会員の皆様に郵送させていただきます。

●研修用動画を活用ください

ホームページよりテキスト及び研修用動画を公開していますのでご活用ください。

大北法人会 <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/taihoku/>

- ①決算説明会 テキスト「会社の決算・申告の実務」
- ②新設法人説明会 テキスト「新設法人のための会社の税金ガイドブック」
- ③令和2年度税制改正テキスト「令和2年度税制改正のあらまし」

●インターネットセミナーを利用ください（セミナーオンデマンドサービス）

インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用いただけます。
映像と音声による本格的セミナーが受講できます。

会員になるとより多くのコンテンツが視聴できます。

* 当会ホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/taihoku/>

●セミナー DVD レンタルサービスをご利用ください

<会員様だけの特典！>

会社や自宅にいなからインターネットから見たいセミナーの予約ができます。

インターネットでサンプル視聴できるので、興味あるDVDやCDが予約できます。

忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。

多彩なバリエーションと一流の講師陣による豊富なコンテンツが満載 会員様だけのレンタル料金・送料無料でのお得なサービスになります。自己研鑽や社員研修に是非ご利用ください。

* 当会ホームページからお申込みください。

●大町税務署定期人事異動がありました。法人会に関係する職員を紹介します。

新任

(敬称略)

職名	氏名	前任地
税務署長	伊藤 信一	関東信越国税局 徴収部 特別国税徴収官
法人課税部門統括国税調査官	堀内 誠	関東信越国税局 課税第一部 課税総括課
法人課税部門（法人会担当）	老野 育男	松本税務署

前任

職名	氏名	新任地
税務署長	池田 孝	関東信越国税局
法人課税部門統括国税調査官	本山 和俊	氏家税務署
法人課税部門（法人会担当）	宮下 等	退職

マンガ
でわかる!

法人会自主点検チェックシート

- 貸借関係(売掛金)編 -

国税庁後援



お問い合わせ先

 一般社団法人 大北法人会

〒398-0002
大町市大町2511-3大町商工会館内
TEL 0261-22-3493 FAX 0261-22-3500